

石岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

1 計画のポイント

（1）計画の趣旨・根拠

行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容（選択肢）を示すものとして、政府・都道府県・市町村が作成。（特措法第8条第1項）。

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて、令和6年7月に政府行動計画が改定、また令和7年3月に県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を全面改定。

（2）計画の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

2 改定のポイント

コロナ後の課題から、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す

- （1）平時の準備の充実
- （2）対策項目の拡充と横断的視点の設定
- （3）幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替
- （4）DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

3 計画の対象となる感染症

- (1) 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項に規定）
- (2) 指定感染症（感染症法第六条第八項に規定。第十四条の報告に係るものに限る）
- (3) 新感染症（感染症法第六条第九項に規定。全国かつ急速なまん延の恐れのあるものに限る）

4 対策推進のための役割分担

| | |
|------------|--|
| 市 | ・地域住民に対するワクチン接種 ・自宅療養者等の健康観察や生活支援等 ・高齢者等の要配慮者への支援 ・住民に対する感染状況等の情報提供 ・県や近隣市町村と緊密な連携 |
| 県 | ・特措法・感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。 ・医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確に判断・対応する。 ・平時において関係機関と協定を締結し、対応能力について計画的に準備する。 |
| 医療機関 | ・平時には県と医療措置協定を締結。院内感染対策の研修・訓練や感染症対策物資等の確保を推進する。 ・有事には医療措置協定に基づき、病床確保や発熱外来、自宅療養者への医療の提供等を行う。 |
| 指定（地方）公共機関 | ・特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。 |
| 登録事業者 | 特定接種の対象であり、新型インフルエンザ等発生時にはその業務を継続的に実施するよう努める。 |
| 一般の事業者 | ・新型インフルエンザ等の発生に備え職場における感染対策を行う。特に多数の者が集まる事業者は平時からマスク等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。 ・新型インフルエンザ等の発生時には、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。 |
| 市民 | ・新型インフルエンザ等の発生前から、発生時にとるべき行動等の知識を得るとともに、平時からの健康管理、個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。 ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の情報を得て、個人レベルでの対策を実施するよう努める。 |

5 対策項目ごとのポイント

(1) 実施体制

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 行動計画の見直しと体制整備・強化 ● 国・県との連携強化 ・ 連携体制の確認・訓練実施 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市対策本部の設置 ・ 府県対策本部が設置され、県対策本部が設置された場合、直ちに設置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実情に応じた対策を実施 ・ 医療のひっ迫、ワクチンの開発等大きな状況の変化があった場合は、対策を切り替える |

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 発生前の情報提供・共有等 ・ 基本的な感染対策や、感染症の発生状況等の情報を提供・共有 | <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・ 発生状況・感染防止対策等について情報提供・共有 ・ コールセンターを設置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速かつ一体的な情報提供・共有の継続 ・ コールセンターの相談体制の確保やホームページによる周知等を実施 |

(3) まん延防止

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 ・ 対策の内容や意義について周知広報を行う ・ 基本的な感染対策の普及を図る | <ul style="list-style-type: none"> ● まん延防止対策の準備 ・ 感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応の確認を進める ・ 業務継続計画等に基づく対応の準備を行う | <ul style="list-style-type: none"> ● まん延防止対策の実施 ・ 発生状況・重症化率等に基づいた対策 ・ 患者や濃厚接触者への対応 ・ 業務継続計画等に基づく対応 |

(4) ワクチン

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●接種体制の準備 ・国や県、医療機関等とともにワクチン接種に必要な体制を検討、準備 | <ul style="list-style-type: none"> ●接種体制の構築 ・接種会場や医療従事者確保 ・接種体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ●接種の実施 ●情報の提供 ・予防接種に関する情報の周知・共有 |

(5) 保健

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●人材の育成 ・感染症対応が可能な人材の確保や研修・訓練等を通じた人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ●住民への情報提供・共有 ・HP等でリスク情報や対策の意義を共有 | <ul style="list-style-type: none"> ●有事体制への移行 ●健康観察・生活支援 ●感染状況に応じた取組 |

(6) 物資

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄等 | <ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等 | <ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄状況等を随時確認 |

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●事業継続に向けた準備 ・支援金の給付等についてDXを推進 ・事業者や市民に対し、衛生用品や食料品の備蓄を推奨 ・生活支援を要する者への支援の準備 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業継続に向けた準備の要請 ・市民や事業者に事前に準備を呼びかけ、準備を要請 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民生活・経済の安定の確保 ・事業者に対する支援など、市民生活・経済に関する必要な支援を実施。 ・心身への影響に関する施策の実施 ・生活支援を要する者への支援 |

